

(補説)「終了」と「満了」の用語について

「終了」及び「満了」の双方とも期間が終わることを表した文言であるが、「終了」は権利の存続期間の終期を意味するものとして（「期間は、…の日から…年をもつて終了する」特許法第67条、実用新案法第15条、意匠法第21条参照）、「満了」は予め規定されている期間が事故なく終わることを意味するものとして、それぞれ使い分けたものである。

(存続期間の更新登録)

**第二十条** 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 商標登録の登録番号
  - 三 前二号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項
- 2 更新登録の申請は、商標権の存続期間の満了前六月から満了の日までの間にしなければならない。
- 3 商標権者は、前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。
- 4 商標権者が前項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内に、その申請をしないときは、その商標権は、存続期間の満了の時にきかのげつて消滅したものとみなす。

本条は、更新登録申請の方法とその手続期間について規定したものである。

第1項は、商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合に所定事項を記載した申請書を提出することを規定したものである。第3号の「通商産業省令で定める事項」とは、具体的には、代理人が選任されている場合における代理人に関する事項や区分を縮減して更新申請する場合における更新を求める商品及

び役務の区分等である。

第2項及び第3項は、更新登録の申請の手続期間について規定したものである。

第2項は、申請期間を、更新出願制度のときと同様に、存続期間の満了前6月から満了日としている。

第3項は、更新登録の申請を当該商標権の存続期間の満了後6月間についてもさらに認める旨規定したものである。これは、商標法条約(第13条(1)(c)、第8規則)の要請によるものである。また、「前項に規定する期間内に更新登録の申請をすることができないとき」とされているが、「できない」ことについての理由の如何は問わない。例えば商標権者本人の責めに帰することができない理由によるというような条件は一切謀されていない。

なお、第3項に規定する期間に更新登録の申請を行った場合には、第43条(割増登録料)の規定により、更新において必要な登録料のほかに、これと同額の割増登録料を納付することが必要である。

第4項は、所定の手続期間内に更新登録の申請がなかった場合の効果について規定したものである。第3項に規定する手続期間（存続期間満了後6月間）内に更新登録の申請がない場合に初めて当該商標権の存続期間が更新されなかつたものとしてその「満了の時にさかのぼって消滅したものとみなす」こととした。すなわち、第2項に規定する手続期間（存続期間の満了前6月から満了の日までの間）を経過しても当該商標権は当然には消滅せず、存続期間は更新されたものとし、第3項に規定する手続期間（存続期間満了後6月間）内に更新登録の申請がないときに初めてその商標権は遡及して消滅することになる。したがって仮に第3項に規定する期間内であれば、更新登録の申請がなくとも商標権者としての地位が認められるが、その期間内に当該申請がなければ、逆に遡及してその地位を失うことになる。

なお、第3項に規定する手続期間内に更新登録の申請がされた場合は、第4項の反対解釈として、更新登録がされるまでは同項に規定する期間が経過した後であっても、その存続期間は更新されたものとみなす効果が依然、維持され

ることになる。

(商標権の回復)

- 第二十一条** 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、その責めに帰することができない理由により同条第三項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができるなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その申請をすることができる。
- 2 前項の規定による更新登録の申請があつたときは、存続期間は、その満了の時にさかのばつて更新されたものとみなす。

本条は、第20条第3項に規定する期間（存続期間の満了後6月間）内に更新登録の申請ができなかつた場合であつても、それが商標権者の責めに帰することができない理由によるときは、一定期間内において更新登録の申請を許容するとともに、存続期間の満了の時に消滅したものとみなされた商標権を回復させる規定である。

第1項は、更新時において消滅したものとみなされた商標権の回復のための要件及び手続期間について規定している。すなわち、①原商標権者について責めに帰することができない理由（不責事由）があること、及び②それによって存続期間の満了後6月内に更新登録の申請ができなかつたことが要件となる。ここでいう「責めに帰することができない理由」は、個々のケースごとに個別具体的に判断されるものであるが、天災地変その他避けることができない事変や申請人本人の重篤のように、通常の注意力を有する当事者が万全の注意力を払ってなお期間を徒過せざるを得ないような場合がこれに該当すると解される（旧第20条第3項の「その責めに帰することができない理由」の解釈を変えるものではない）。実際に本条により更新登録の申請をする者は、当該事由に該当することについて申請の際に特許庁長官に対して立証をする必要がある。

更新登録の申請適格は、商標権者のみに限定していることから（第19条第2項）、使用権者等の利害関係人の事情は一切考慮されない。

また、不責事由の発生時期がいつかについては問わない。したがって存続期間の満了後6ヶ月内や、存続期間の満了前6ヶ月から満了の日までの間だけでなく、更新登録の申請期間前であっても構わない。要は、存続期間の満了後6ヶ月を経過する時点で不責事由が解消していなければよいのである。したがって、不責事由が存続期間の満了後6ヶ月経過前に解消したときは、本条は適用されない。

不責事由による特例申請期間は、不責事由解消日から14日（在外者は2月）以内、最長6ヶ月とした。ここで、「在外者にあっては、二月」としたのは、遠隔であることを考慮したものである。特許法等にも、同趣旨の規定がある（特許法第112条の2、第121条、第173条等）。

第2項では、本条により更新登録の申請がなされた場合の申請の効果について規定している。すなわち、第20条第4項との関係で、本条により更新登録の申請を行う際には、すでに商標権は消滅したものとみなされているので、第1項の規定による更新登録の申請により商標権が回復することとした。

（補説）不責事由による特別申請期間を従前（旧第20条第3項）の「最長2ヶ月」から「最長6ヶ月」に延長した理由

- ① 現行の特許法、実用新案法及び意匠法では、「不責事由」による手続期間の特例を、以下のとおり、「最長6ヶ月」まで認めていることから、これらとの整合性を図る必要があること。
  - (イ) 特許料等の納付期限に係る追納期間（特許法第112条の2第1項、実用新案法第33条の2第1項、意匠法第44条の2第1項）
  - (ロ) 拒絶査定に対する審判請求期間（特許法第121条第2項、意匠法第46条第2項）
  - (ハ) 再審の請求期間（特許法第173条第2項、意匠法第58条第1項で特許法を準用）
- ② 阪神・淡路大震災時には、特例法により約6ヶ月間回復期間を延長しており、これを踏まえれば2月では不十分であること。

(回復した商標権の効力の制限)

第二十二条 前条第二項の規定により回復した商標権の効力は、第二十条第三項に規定する更新登録の申請をすることができる期間の経過後前条第一項の申請により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における次に掲げる行為には、及ばない。

- 二 当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の使用
- 二 第三十七条各号に掲げる行為

本条は、商標権の存続期間の更新登録の申請が第20条に規定する所定の手続期間内に行われなかったことにより当該商標権が消滅したものとみなされた後に、第21条に規定する不責事由があることを理由として更新登録の申請がなされた場合において、回復した当該商標権と第三者による当該登録商標の使用等との関係を衡平性の見地から調整する規定である。

通常の更新手続期間の満了（存続期間の満了後6月）後から不責事由に基づく第21条第1項の規定により商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前における本条各号に規定する行為には、商標権の効力は及ばないものとする。ここで、「商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前」とは、実際に更新登録がされた場合のその登録日を含む。したがって、その登録日の翌日以降は、本条各号に規定する行為には、商標権侵害の効力は及ぶこととなる。

ただし、本条に規定する期間前に開始された行為については、本条はその趣旨に照らして適用されない。

(補説1)「善意に」の要件を設けなかった理由

本条各号の行為については、第59条〔再審により回復した商標権の効力の制限〕に規定しているような「善意に」という要件は設けず、商標権が消滅している間の第三者の行為は善意・悪意を問わず全て救済することとした。これは、商標権の回復は、責めに帰することができない理由により

存続期間満了後6ヶ月内に申請できなかった場合に認められるものであり、第三者者が一旦失効した商標権が回復されることを知った上で本条各号に該当する行為を極めて短い期間（最長でも6ヶ月）内に開始するというケースは想定し難いからである。

**（補説2）いわゆる「中用権」を認めないこととした理由**

商標権の回復に関連して、第60条に規定するようないわゆる「中用権」の規定は設けないこととした。これは、再審の場合と比較して周知性の獲得を要する期間が極めて短期間であること（最長でも6ヶ月に限定）や商標権の回復の蓋然性について第三者の予測可能な範囲内であること、他の規定（権利が消滅しても1年間は他人に登録取得を認めないとする第4条第1項第13号、期間は短いものの（最長で2ヶ月）同様の扱いをしていた旧第20条第3項及び第4項）とのバランスなどから、当該規定は必要ないものと考えられたことによるものである。したがって、本条の適用により権利行使を免れた場合でも、商標権の回復後は権原なく使用することはできないこととなる。

なお、本条は特許法第112条の3、実用新案法第33条の3及び意匠法第44条の3と同趣旨の規定である。

**（存続期間の更新の登録）**

**第二十三条 第四十一条第二項の規定による登録料又は第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料の納付があつたときは、商標権の存続期間を更新した旨の登録をする。**

**2 第二十条第三項又は第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする場合は、前項の規定にかかわらず、第四十条第二項の規定による登録料及び第四十三条第一項の規定による割増登録料又は第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に納付すべき登録料及び第四十三条第二項の規定による割増登録料の納付があつたときに、商標権の**

存続期間を更新した旨の登録をする。

- 3 前二項の登録があつたときは、次に掲げる事項を商標公報に掲載しなければならない。
- 二 商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所
  - 二 登録番号及び更新登録の年月日
  - 三 前二号に掲げるもののほか、必要な事項

本条は、更新登録をすべき条件として登録料等の納付が必要であること、及び更新登録があつたときは関連事項を商標公報に掲載すべきことを規定している。

第1項では、今回の改正で登録料の分割納付が認められたことに伴い、分納の前半分が納付されたときも更新登録する旨の規定を追加した。

第2項は、存続期間満了後の6月以内又は不責事由による手続期間内に更新申請する場合は、更新登録の登録条件として登録料又は分納の前半分の登録料に加え、それぞれの登録料と同額の割増登録料の納付も必要となることを定めている。

第3項は、更新登録された場合に、その旨を商標公報に掲載すべく、その掲載事項について定めている。ここでの公報掲載事項が、第18条第3項の商標権の設定の登録の際の公報掲載事項と比べて少ないのは、後者は新たに権利が設定された旨の公示及び公衆に登録異議の申立てを認めるためのものであるので権利内容を詳細に公示する必要があるのに対し、前者は商標権が更新され引き続き存続する旨を公示することで足りることによるものである。

なお、ここで「前二号に掲げるもののほか、必要な事項」とは、例えば、更新された商標権について区分の縮減があった場合の「更新後の商品及び役務の区分」等を指す。

#### 【更新出願制度の廃止・更新申請制度の導入に伴う関連の改正事項】

##### ◆第40条第2項

## 第1章 商標法条約に対応した工業所有権法の改正

更新の登録料は、15万1千円に区分の数を乗じて得た額である旨を規定した。登録料を15万1千円とした理由は、更新出願の廃止によって不使用商標が安易に増加する様ないように料金面でこれまでと同様の抑止効果を維持するために、改正前の更新出願料2万1千円と更新登録料13万円の合計としたものである。

### ◆第41条第3項

更新の登録料については更新登録の申請と同時に納付を行わなければならないことを規定した。

### ◆第43条第1項

第20条第3項（更新申請期間経過後の申請）の規定により更新申請する場合、又は第21条第1項（不責事由により更新申請ができず商標権が失効した場合における商標権の回復のための申請）の規定により更新申請する場合には、登録料及びそれと同額の割増登録料を納付しなければならない旨を規定した。

### ◆旧第48条及び第49条

更新登録の無効審判に関する規定を削除した。なお、後発的に公益的不登録事由に該当することとなった商標についての扱いは、後述(2)「後発的な公益的不登録事由に基づく商標登録無効審判」の項を参照されたい。

### ◆第65条の2～第65条の10

防護標章制度については、商標法条約の第13条(4)(iii)、(6)の規定の適用を留保することが可能であることもあって(第21条(1))、著名性のチェックの厳格化を図る観点から従前の更新出願制度を維持することとした。したがって、今回の改正では、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新について旧第68条第3項において準用していた商標権の存続期間の更新出願に関する規定を削除したことにより、これまで準用していたこれらの規定を書き起こすこととし第65条の2～第65条の10の規定を新設した。

#### (2) 後発的な公益的不登録事由に基づく商標登録無効審判

更新時に実体審査をしないこととしたことに伴い、後発的に公益的不登録事

由（第4条第1項第1号～第3号、第5号、第7号、第16号違反）に該当することとなつた商標については、登録無効審判による無効の対象とすることとした。

（商標登録の無効の審判）

**第四十六条** 商標登録が次の各号の一に該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。

（第一号から第四号まで略）

五 商標登録がされた後において、その登録商標が第四条第一項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつているとき。

（第二項以下略）

本条は、本来商標登録され得ない商標が、商標登録されている場合に、当該商標登録を無効とする審判についての規定である。

商標登録される前に既に登録され得ない商標となっていた場合はもちろんのこと、商標登録の際には無効事由に該当していなかったが、その後に無効事由に該当することとなつた場合も無効の対象となる。

旧第19条第2項第1号では、10年ごとの存続期間の更新時に、更新しようとする登録商標が「公益的不登録事由」に該当することとなつていいのかについて審査をすることとし、過誤で登録になった場合には、旧第48条で更新登録の無効審判の対象としていた。これは、登録商標が時間の推移とともに反公益的性格を帯びる場合があり、この場合には当該商標登録を排除する必要が生ずるからである。

しかし、今回の改正において商標法条約第13条(6)に対応するため、更新時における実体審査を行わないこととなり、これに伴い更新登録の無効審判も廃止

されたので、その代替措置として、新たに無効審判における無効事由として後発的な公益的不登録事由を第5号として追加した。

なお、この第5号において、「該当することとなつたとき」とせずに「該当するものとなつているとき」としたのは、該当する時期について、過去に該当するだけでなく審判請求時においても継続して該当することを審判請求の要件としていることを明確にしたものである。

(補説) 後発的に公益的不登録事由に該当した場合の無効審判についての請求人適格

商標法第46条第1項第5号は、第4条第1項第1号から第3号まで、第5号、第7号又は第16号に掲げる商標に該当するものとなっているときに無効審判の請求ができる旨規定している。当該審判の請求人は、当該商標登録を無効にすることに関して利害関係を有する者である。

この場合の利害関係人としては、

- ① 第4条第1項第1号から第3号及び第5号については、外国の大使館や国際機関等
- ② 第4条第1項第7号については、市民団体等
- ③ 第4条第1項第16号については、商標権者の同業者等  
がその例として想定される。

第四十六条の二 商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、商標登録が前条第一項第四号又は第五号に該当する場合において、その商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項第四号又は第五号に該当するに至った時から存在しなかつたものとみなす。

2 前項ただし書の場合において、商標登録が前条第一項第四号又は第五

号に該当するに至つた時を特定できないときは、商標権は、その商標登録を無効にする旨の審判の請求の登録の日から存在しなかつたものとみなす。

本条は、商標登録を無効とすべき旨の審決が確定したときの審決の効果が発生する時点について規定したものである。

第1項は、旧第56条第1項で準用していた特許法第125条に対応する条項である。これは早期審理が求められる審判実務上の要請から特に第2項のような調整規定を設ける必要との関係で、特許法の準用をやめ、書き下ろしたものである。

同項のただし書については、前条第1項第4号（商標登録後における外国人の権利享有力の喪失、条約違反）及び第5号（後発的な公益的不登録事由該当）の場合、ともに商標登録時においては何ら支障のない商標であるから、無効事由に該当することとなった時から無効審決の効果を及ぼすものとした。

第2項は、商標登録が前条第1項第4号又は第5号に該当するに至った時を審判実務上特定できない場合の調整規定である。すなわち、商標登録について無効とすべき事実の存在の蓋然性は立証されるものの、無効審決の効力を遡及させる時点を特定できない場合（例えば、ある商標が社会通念の変化により人種差別撤廃条約に反するような商標となったような場合とか、公序良俗に違反することとなった場合や品質の誤認を生ずるようになった場合等においては、必ずしもどの時点からこれらの事由に該当するに至ったかを特定するための立証が困難な場合が想定される。）は、商標権はその無効審判の請求の登録の日（予告登録の日）から存在しなかつたものとみなすこととした。このようにしたのは、無効審決の効力を遡及させる時点について争訟化し、いたずらに審理が遅延するのを防止するためである。

（補説）後発的な公益的不登録事由により無効になった商標登録に係る商標権者に対する損失補償について